

府中市要綱第 8 2 号

府中市介護従事者勤続表彰要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市介護従事者勤続表彰要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長年にわたり職務に精励した介護従事者を慰労するとともに、勤労意欲の向上及び職場への定着を図るため、勤続年数に応じて当該介護従事者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づき、介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、市内に存するものをいう。

2 この要綱において「介護従事者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で、介護サービス事業所に勤務するもの（産前産後休業（労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業をいう。）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業をいう。）その他の市長が認める休業等（以下「休業等」という。）を取得している場合を含む。）をいう。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）第 2 条第 1 項に規定する介護福祉士
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法第 4 0 条第 2 項第 5 号に規定する者
- (4) 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者

(対象者)

第3条 表彰の対象となる者は、次条の基準日において、次に掲げる要件の全てを満たす介護従事者（休業等を取得中の介護従事者にあつては、第3号に掲げる要件を除く。）のうち、当該介護従事者が従事する介護サービス事業所の長が推薦するものとする。

(1) 介護サービス事業所に勤務した期間(休業等の取得期間を含む。)の通算が、次のアからカまでに掲げる期間のいずれかにあること。

ア 5年以上6年未満

イ 10年以上11年未満

ウ 15年以上16年未満

エ 20年以上21年未満

オ 25年以上26年未満

カ 30年以上31年未満

(2) 現に勤務している介護サービス事業所を運営している事業者と雇用契約を締結していること。

(3) 介護サービス事業所の利用者に直接介護サービスを提供していること。

(基準日)

第4条 基準日は、表彰を行おうとする年度の9月1日とする。

(表彰候補者の推薦)

第5条 介護サービス事業所の長は、第3条に規定する要件に該当する介護従事者があるときは、推薦書その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、推薦するものとする。

(被表彰者の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による推薦に基づき被表彰者を決定し、通知書により当該推薦を行った者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第7条 市長は、前条の規定により表彰の決定を受けた者に対し、表彰状及び勤続慰労金を授与する。

2 前項の勤続慰労金の額は、1人当たり1万円とする。

(表彰の取消し等)

第8条 市長は、前条の規定により表彰を受けた者が偽りその他不正の手段により表彰を受けたときは、当該表彰の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により表彰の決定を取り消した場合において、既に表彰状及び勤続功労金が授与されているときは、その返還を命ずるものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月28日から施行する。

(令和8年度における表彰の対象者の特例)

2 令和8年度の表彰に係る第3条の規定の適用については、同条第1号カ中「30年以上31年未満」とあるのは「30年以上」とする。